

大阪市告示第1739号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月24日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
鶴浜通筋線	大正区鶴町4丁目 107番の2地から 同区同	旧	20.00～ 30.42	m 215.68
	3番の1地まで (別紙参考図1参照)	新	19.47～ 34.33	215.68
鶴町東筋線	大正区鶴町4丁目 3番の6地から 同区同	旧	8.00～ 14.59	m 125.02
	3番の6地まで (別紙参考図1参照)	新	8.50～ 16.83	125.02
鶴町4丁目2号線	大正区鶴町4丁目 3番の8地から 同区同	旧	4.00～ 5.30	m 73.67
	3番の8地まで (別紙参考図1参照)	新	11.00～ 18.45	73.67

平野区第1609号線	平野区平野市町3丁目 1番の24地から 同 区同 1番の24地まで (別紙参考図2参照)	旧	m 1.93～ 2.57	m 48.43
		新	2.97～ 3.29	48.43

(建設局総務部管財課)